

第九回 参議院通商産業委員会會議録第八号

昭和二十五年十二月五日(火曜日)午後一時四十三分開会

本日の会議に付した事件

○鉱業法案(内閣送付)第八回国会継続

○採石法案(内閣送付)第八回国会継続

○鉱業法施行法案(内閣送付)

○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(深川鑒左工門君) 只今より委員会を開きます。

本日も昨日に引き続きして、鉱業法案、同施行法案、採石法案及び特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。なお本日は昨日お見えにならなかった農林大臣に再度出席を要求してあります。各法案につきまして、委員のかたの御質疑を願う前に、特別鉱害復旧臨時措置法の一部改正法案につきまして、委員長から政府に対して代表質問をいたしたいと思ひますが、如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川鑒左工門君) 異議ないと思ひます。

それでは二、三の点につきて政府にお伺ひいたします。委員長より本案についての仕表的な質問を申し上げますが、特別鉱害復旧臨時措置法は、御承知の通り去る第六回国会に提案され、審議終了になり、第七国会に再提出され、会期末まで幾多の紛争を重ねましたが、当時配炭公社の廃止に伴

い、今まで公社のプール資金によつて行われていた復旧工事は停止され、鉱害復旧は一刻を争う社会問題となりまして、その早急な復旧が被害者等から要望されておりましたので、幾多考慮すべき点はあるが、本法実施に付いて政府の善処を要望し、衆議院修正案通り可決成立したものでござい

ます。その際附帯事項的なものとして、特別鉱害の復旧総額は、五十億円とすること、公共事業の国庫補助率引上げを要望されておりましたが、特別鉱害の復旧総額は幾らになる見込か、国庫補助率は幾らに引上げられたか、その予算的処置はできているかどうかということをお伺ひいたします。只今の

ことにつきまして御答弁を願ひます。○説明員(岡田秀男君) 当時公共事業に對する国の補助率は、平均いたしまして六〇%、六割でありましたのであります。その後一〇%と交渉いたしました結果、約一億三千万円程度の増額を得まして、補助率が平均いたしまして約八〇%に相成つたわけ

であります。その中には公共団体の一割の分も含んでおるわけでございます。が、国及び公共団体の分を合算いたしましたので、平均八割の補助率に相成つたわけでございます。ただこの補助率が上りましたために、従来の法律の規定に、自分で復旧工事をやるといふものが殖えて来る傾向になりましたので、今回法律の一部を改正いたしました

脱却の規定をいじりまして、補助率が増額相成りましたものを一層効果的にこの特別鉱害の復旧に使い得るようにいたしたいと、かように考えてまいりました。これが今度の改正をお願いする一つの大きな理由になつておるわけでございます。

○委員長(深川鑒左工門君) それから次に第二点といたしまして、早急に実施を必要とする工事に對しては、本法施行後今日まで相当の歳月が経過しておりますが、これに對して政府は如何なる処置を講じておられたか、お伺ひいたします。

○説明員(岡田秀男君) 鉱害復旧工事のプール資金の打切によりまして、全く工事が施行されないことに相成りましたのは、家屋、墓地等の非公共事業の復旧工事でございまして、公共事業関係の工事は可能な限りの手段を盡しまして、その工事施行に支障なからしめて来ておるのであります。先ず二十四年度の残りの工事、つまり公団廃止後の二十四年度の残りの工事につきましては、当該工事に必要といたしました費用のうち、国及び地方公共団体の負担分を除きました費用につきましては、特別会計から支出することを保証いたしまして、立替金を以てその工事を施行せしめたのでござい

ます。これは今度の法律によりまして、この保証の実現をする措置がとられておるわけでありまして、昭和二十五年年度の工事につきましては、特別鉱害の認定、下調査の際に、確實に認定されると見なされる

ものを内示いたしまして、工事の施行上不便のないように取計つたのでござい

ます。これらの措置と相持あまして、すでに公団在籍時分から引續いて実施中でありましたところの工事につきましては、その特別鉱害の認定に關しまする法第三條第一項の要件に該當するかどうかという、特別鉱害の認定に際しまして、これを残しますという非常に重要なことになりまして、可及的に特別鉱害として認定するように取扱つたわけでございます。家屋とか墓地等、非公共事業関係の工事は遅延して来ておるといふことはもとよりでござ

います。これは法律の一部が実施され得なかつたため止むを得ないこととございまして、緊急止むを得ないものにございましては、関係官公庁において実施したものであるわけでありまして、復旧工事を早急に実施するため、本法の御審議をこの臨時国会中に終えて頂きます、その一部を改正する法律案が通過いたしますならば、本年十二月中に第一回の工事指示をする予定でございまして、これがためには納付金の徴収をされねばならないのでござい

ます。本年十二月中に第一回の徴収を行うことといたしまして、各関係各社にはあらかじめ大体の様子をすでに知らしてあるような状態でござい

ます。○委員長(深川鑒左工門君) それから第三点といたしまして、本法の一部改正法案として、特別鉱害復旧公社は本年十二月三十一日、又はそれより早い機会に通産省にその業務を引渡すことになつていますが、現在復旧公社は、本法施行後現在まで如何なる活動をしてきたか、その間、昭和二十五年年度予算に計上されておる公社予算の流用について努力されたかどうかということをお伺ひいたします。

○説明員(上坂清一君) 復旧公社は本法の実施期日の五月十二日に創立總會を開きまして、五月二十九日に成立登記を了したのであります。復旧公社に對しましては、国が一千万円の事務費を予算に計上いたしましたので、国会の承認を経ておつたわけであり

ます。ところが、この復旧公社が公団等の予算、決算に關する暫定措置という法律に關係方面のほうで引つかりまして、この復旧公社も公団等の中に入れたという解釈の下に、公団等の中に入れば、その年間の業務計画について国会の承認を経べきものである、この公社はその承認を経ておらないから業務をしてはいけない。こういう御意見でありまして、通産省といたしましては、再三先方とお話いたしましたし、法制局等の意見も徴しまして交渉したのであります。が、法律で読みますと、パブリックコーポレーション・エン

ド・アンダーローズ・アンド、オーデインナスという字になつておりまして、復旧公社はパブリックコーポレーションで誤が同じになつておるといふ關係から、どうしても御承認を得なかつたのであります。それで、一千万円の予算は、公社に來ておりますので、公社でそれを使つても予算上の違法に

はならないわけでありませんが、公社が業務をしてはいけないということになりますので、その一千万円の金も使うすがなかつたわけでありまして。本法が五月の十二日に施行になりまして、それから三月月以内に特別鑑書の申請を取り、申請が済んでから六月月以内に認定をするということになっております。専ら特別鑑書を確定するということ作業が、その間に行われておつたわけでありまして。この特別鑑書の認定という作業が済みましてから、工事の認可等をいたしますので、その後、工事だけに代金を前拂するといふ必要が起きますので、それまでに金を集めるといふ仕事をいたせば間に合つて来るのでありますので、復旧公社は事実上活動はできませんでしたが、本法案施行にその大きな影響は與へておらないといふように考へております。

○委員長(深川鑛左エ門君) 只今農林大臣がお見えになりましたから、特別鑑書復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員長代表質問はちよつと打ち切りまして、農林大臣の御出席を得ました関係上、鑑書法案に對する、当委員会の審議の模様をお伝えいたしまして、大臣に對し二、三の点について伺ひたいと思ひます。

鑑書法案中、当委員会にて問題となつてゐる点は、法案第百十一條、即ち鑑書に對する金銭賠償の点であります。この点に關して、当委員会としては、去る二十八日の公聴會、翌二十九日の懇談會、更に十二月二日の委員会の御出席を求め、農林政局の意向を聴取いたしましたものであります。事務

當局の考へには多少現状にミイットしてない点があるように存ぜられますので、改めて大臣の所見をお伺ひしてみたいと思ひます。

農林事務當局は、法案第百十一條の賠償は、金銭賠償でなく、原状回復がよしとしてあります。ところが賠償方法の前提をなすところの賠償責任について、鑑書法は現在もさうではあります。従つて法案第百十一條を原則として原状回復に規定するならば、原状回復の義務は公団鑑書権者に移るわけでありまして。但し現在の鑑書権者、特に鑑書の甚しい九州地方の石炭鑑書権者が、すべて鑑書地を原状回復する経済的能力があるかどうかは、私はあえて指摘するまでもなく大臣もよく御承知のところと考へます。いづれ一種の不可能を強いるような法案は悪法であつて、又さうなことを仮に規定したところで、期待するところの原状回復はできるはずがないのであります。要は如何にしたら荒廢した農地を元の美田に復旧して農耕を可能ならしめるかという点であります。そこで當委員会として種々審議研究を進めまして結果、鑑書賠償について、當事者主義、金銭賠償を原則としておる鑑書法の立案精神は、一応そのままに認め、半面荒廢地の復旧は一日も早く回復すべき重大問題でありますので、直接鑑書地復旧措置法のような特別法を鑑書法の外に制度化し、以て鑑書と農地の併立共存を図らんとする考へ方が當委員会の支配的な見解となつておるよう次第であります。そのうしてその概括的内容、並びに具体化の方法は次の通りであります。即ち、特

別鑑書復旧臨時措置法の対象とならないわゆる一般鑑書を急遽且つ計画的に復旧することによる国土の保全と食糧の増産に資するために、次に掲げる事項を骨子とする法律を可決の速かに制定して貰ふこと。即ち第一、石炭鑑書により発生した特別鑑書以外の鑑書でありまして、原状に効用を回復する必要があるものについては復旧工事を進行。第二は、復旧工事は国の事業としてこれを行う。第三は、復旧上必要な費用は国と地方公共団体、石炭鑑書権者、その他利害關係人が共同して負担すること。次に、法の制定準備施策といたしまして、政府は右法律案の立案準備のために速かに關係行政機關の職員、關係民間有識者及び學識経験者を構成員といたします審議委員會を設置すべきこと。以上の通りでございます。農林大臣は初めて當委員会に御出席になりましたので、説明が大変長くなりまして、以上の経過説明を簡扼にいたしました。質問の第一点は、右構想に對する農林大臣の御見解はどうかという点であります。興農國會を提唱された廣川農林大臣がよもや反對であらうとは考へられないのであります。が、この具体的な興農政策について今改めて大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。質問の第二点は、趣旨として御賛成になる場合に、これが具体化のために如何なる努力を拂わんとされるものか、これが具体化に當つて相當の経費を必要とし国の財政支拂を要することになると思ひますが、予算措置の御決意があるかどうかという点をお伺ひしたいと思ひのであります。

○國務大臣(廣川弘毅君) 特別鑑書の問題は長い間の懸案でありまして、この問題が解決されることにつきましてはいは我々は非常に注目を拂つておるものであります。その中にあります農地復旧の問題に關しましては、我々としては原則的には原状復帰を期待いたしたものであります。併し當委員会の理解ある只今の説明によりますと、これはどうしても万止むを得ないもの等については、原則として金銭でこれを補うということでありまして、實は、この問題につきましては、農民諸君よりもいへば、我々は陳情を受けておるものであります。ただ金銭のみでやつて離農を勧奨するやうな方向に國が持つて行つたものでは、將來非常に大きな問題になることを特にお含みを願ひたいのであります。我々としては、後段に述べられた法的措置を講じて、特別鑑書地以外の鑑書地に對しましても措置を講ずるやうな立法処置を講じたいという當委員会の御意見には全く敬意を表する次第であります。これにつきまして私の考へといふことではあります。私はその立法並びに予算化について努力をいたしたい、こう考へております。

○委員長(深川鑛左エ門君) 各委員のかたの御質問ございましたら、御発言をお願いいたします。

○西田隆男君 折角廣川農林大臣がお見えになつておりますから、一つ二つ御質問をさせて頂きます。

只今農林大臣の御答弁を承りました。が、誠に適切な御答弁で敬服いたしました。併し私が今から農林大臣に御答弁願ひたいのは、農林大臣が主として特別鑑書、それから特別鑑書に含まれざる一般鑑書に對しての委員長の問題に對して、抽象的な御答弁があ

りました。現実の情勢を考へますと、農林大臣が答へになつたやうに直ちに予算的措置を講ずることは、農林大臣が如何に閣内において発言権を持つておられると雖もこれは早急に実現方は困難であらうと私は考へます。従つて救農國會を我々は要求し、農林大臣は興農國會と稱されておるこの臨時國會ですが、農林省自体で農地の改良或いは耕地の改良等々については相當多額の予算を取つておられると私は考へております。若し鑑書によつて被害を受けておる農地に對して、直ちに予算的措置が講ぜられることが困難であるならば、農林省自体が持つておられる公共事業費とか、或いは農地改良費とか、或いは新らしく農地を開墾するための費用とかいふやうな経費の中から、通産省のほうにその予算を幾らでもお渡しになつても、急速に一般鑑書の被害の復旧に資せられるだけの御決意があるかどうか。この点について一つ御答弁を願ひたい。

○國務大臣(廣川弘毅君) 後段の特別鑑書地以外の鑑書に對するものを含め、國及び地方公共団体並びに鑑書地の權利者がこれを協力して鑑書地の復興を図るといふところに妙味があると私は考へておるのであります。ただ、直ちにこれを予算化するといふことを言つておるのではありませんので、私は予算化並びに立法に對して協力をする努力をします。こういふお答へをいたしたのであります。御存じのように農林省の一般公共事業或いは又その他の事業は非常に広汎に亘つておりますので、只今我々が要求しておる予算面

はまだ窮乏であるのでありまして、もう少しこれを多く取りたいと考えておる。通産省のほうに分け前をやるというようなことは、今考えていないのであります。

それから興農国会についてのことではあります。これは、この国会に現われた一番大きな問題は米価の改訂であります。米価の改訂は農産物の改正によつて農産物の利益するところは非常に大なるのであります。この一つだけでも国会の意味があると私は考えております。

○西田隆男 農林大臣の今の御答弁では、一般鑑査に対して農林省は現在持つておる予算を譲つてまでもするということは考えていないという意旨が、御答弁を頂きましたが、實際問題を考えますと、米を余計に作るということはいわれる熱田を余計にするというところが一番手つ取り早い方法であるかと私は考えます。農林省で現在持つておられる予算の款項目別の金額については私は詳細には知っておりませんが、その目標とするところは結局熱田の確保にあると考へます。従つて耕地の改良費等に使われる金額の高よりも少く熱田が確保せられるという場合には、農林省自体としてはその方面の予算の中の一部を熱田確保のためにお返しになることにはあらゆる面から考へても矛盾はないと私は考へられるのですが、そういう意味から特別鑑査以外の、一般鑑査の被害を受けておる熱田である農地の回復のために、若干の金額を農林省側から通産省側に、さつき申上げたような趣旨に基いて予算を割いてお返しになるというぐういのことは農林大臣として考へて

頂かないと、ただ抽象的に協力するということだけでは我々は少し物淋しく感ずるのですが、この意味合は、これはもつと詳しく申上げますと、特別鑑査に対しては、この委員会に改正法律案がかかつておりますので、この法律案が出ますや早速特別鑑査の復旧には活潑な活動が望まれるわけなんです。一般鑑査に対しては、現在では放擲したままにされておる。而もさつきから申しますように、その中には被害者となつておる。従つて被害者として、特別鑑査と並行して一日も早く一般鑑査のそういう面における復旧をして貰いたいというところを熱望しておるわけなんです。審議を作られて、そこでゆつくり御研究になつて、そして予算措置が当然とられる段階にまで復旧されるということよりも、一日も早くこの国会の趣旨に副うように熱田の確保をされるために、農林省としては少くとも通産省と殆んど共通な立場にあられるので、率先して農林省予算の中の一部を割いて、従つて一般鑑査の復旧が早急に実現できるように農林大臣は特に御協力を願いたいと私は考へるので、農林大臣の今までの御答弁になつたようなお座なりの答弁でなくして、農林大臣としては当委員会において一つそういう措置でも考へようというぐういの御答弁を頂きたい。(笑)

○国務大臣(廣川弘毅) 老巧な西田君なか／＼上手に引出そうとするのですが、私のほうの予算は実はこの本場に細かく切りつめて積上げて行つたものでありまして、まだそこまで実は届いていないのであります。そういう問題を前々から我々聞いておりましたので、実は一遍九州に私参りたいと考へておるのです。我々といひましたも十分検討いたしますが、今直ちに予算を割いてということはなか／＼困難でありますので、予算も只今要求中でありますからその点を含めて善処いたしたいと考へております。

○西田隆男 なか／＼お上手な御答弁で……(笑)ちよつと突込む癖のなおりますのは、補正予算の予算の枠と、或いは二十五年年度予算の残金の少い金額の中からという無理な御注文をしておるのではなくて、少くとも廣川農林大臣は二十六年年度の農林省の予算においてはその省よりも強力な発言権を持つておられる関係上多分に予算が確保されるであらう。そうしたら一般鑑査の問題が長引いて被害者に心配をさせることもさせないで済むようにすることができると。そういう意味合に考へても、且つ熱田を確保するという意味合におきましては予算措置をしなればならぬというために、一般鑑査の復旧が二十七年或いは二十八年年度にならなければ着手できないという事態が私たちには十分想像されますので、そういう場合においては通産省と共通の立場におられる農林省としては、建設費、或いは大蔵省或いは安本に急速にそういう措置を講ぜさせるといふ意味合に考へても、予算のほんの一部で結構です。一つ割いて農地の改良のために鑑査の復旧に便益を與えるという程度のお言葉は是非この委員会ですて置いて頂きたい。そうすることによつて少くとも現在通産省なり或いは安本なり、農林省が考へておる最終の目的を達成することが可

能だという考へ方を私は持つておりますので、何度か御答弁を願ひまして恐縮ですが、そういう意味合ぐういの答弁は一つこの委員会ですておいて貰わないと、通産省自体もなか／＼関係各省との折衝に骨を折るであらうと思われまますので、なか／＼御答弁しにくいような顔ですが(笑)どうか一つそういう意味合にだから御答弁をもう一遍お願いしたい。

○国務大臣(廣川弘毅) それは現在日本の置かれておる環境並びに食糧政策から言つて、あなたの言葉はひしと胸に迫つて来るのであります。併し先ほども申上げましたような極く細かいところから積み上げた予算であつたので、直ちにこれをやるというわけにはなか／＼参らんとお思います。から、来年度予算の丁度要求中でもあるので、各関係各省と相談してこし、而も早急に関係各省と相談してこの立法が得るものならば、極く早い機会に立法すると同時に裏付けをするように私は努力いたしたいと思ひます。

○西田隆男 私が申上げておりますのは、審議会ができて、立法のそこで結論を得てそれを特別立法として法律化した後のことを言うのでなくて、その経過中においても農林省としては、今まで私が申上げたような考へ方に関係各省の協議なり、何んなりにお出ましにならないと、この問題の解決はなかなか大蔵省が頭張ることによつて困難な情勢に達すると考へられます。で、これから先は農林大臣の答弁は要りませんが、大体今までの御答弁の中で十分含まれると考へますので、少くともそういう事態に立ち至りました場合は、農林大臣としてはそれに対して考慮を拂つて頂きたい。もう一つの問題は、現在農林省で鑑査による、特別鑑査に含まれない一般鑑査の農地の被害を受けておる面積に対する御調査ができておるかどうか。これを一つ御答弁願ひたい。

○国務大臣(廣川弘毅) 実はまだ書類を見ておりません。話は聞いておりますが……正確な調査がそこまで行つておるか。多分あると思ひますが、まだ承知しておりません。

○西田隆男 私が聞くところによりますと、農地局長の手許で相当詳細な調査ができておると承つておりますので、一般鑑査の復旧とも関連性を持つておりますから、農林省のほうで御調査のできております資料を当委員会に御提出頂くことを重ねてお願いして置きます。私の質問を終ります。

○国務大臣(廣川弘毅) 承知いたしました。

○吉田法晴 折角、農林大臣に来て頂きまして……(笑)いわけ、この間から各大臣に鑑査問題についての認識を得て頂くように、御勉強を願うという意味でお出ましを願ひ、或いは質問をしたわけでありましたが、今承つておりますと、農林大臣は当委員会が中心になつて出しております現状回復のための法案審議の審議会を作らうという結論について異議がない。賛成である。この点に推進を惜まない。というような御答弁なのであります。鑑査問題につきましては、農地関係が一番大きな問題でありますので、その点についてお伺いをしたいのであります。端的に申しますならば、鉄道が下つておる、或いは道路が下つておる、

或いは河川の堤防が下つておるといふ点は、これは何らかの措置を講ぜられ、或いは運搬省なり或いは建設省その他でこれを上げるを得ない。こういうふうに考えるのであります。問題は一番農地なのであります。そこで、これは通産省の所管でありますけれども、実質は農林省のいわば仕事と申しますか、或いは農林省の一番中心になるのだという点から、今までこういう我々の方向、結論を得ます以前に、農林省としては、どういう工合に考えておるか。これは西田委員からの質問の中にありました農林省としての、これは基本方針と申しますが、或いは精神となつておるものであります。一万七千町歩からある耕地の陥没、或いは不毛、或いは減毛に對してどういふ考え、対策を従来持っておられたかという点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) これは実は、私農林省に行く前、党にあつたときから陳情を受けて、内容等についてはよく教えられておるのであります。農林省といふことは、これは現在少い耕地をまず／＼殖やして行きたい。そして食糧の増産を図りたいというところでありますから、決して等閑に付しておるわけではないのであります。ただこの所管が通産省に属しておるために、積極的な動きがなかつたのだらうと考へます。かような法律ができた以上は、必ず我々の期待に副うようになると考へます。

よりも融資を考へて、農地改良を図らうといふところに構想があつたようでありましたが、だん／＼減つて来ておるようでありましたけれども、その中にこれは名前をはつきり覚えさせなければならぬ。農林省の相當の地位の人、大官級のかたで、そういう中ででも、農地改良の復興、改良について考へたいと、こういうお話があつたといふことであります。それが、それらの点について農林省として従来協議されたことがありますが、どうか、考へられたことがあつたかどうかという点について伺いたい。

○國務大臣(廣川弘禪君) 私たちの考へておる長期低利の金融の對象にならなかつたといふようなお話であります。これを広義に解釈すれば、私はそのうなると信じております。併しその問題について、具體的のことについては関係省とよく相談しなければならぬまいと考へております。

にならねることは、私はこれは當然だと思ふのであります。それで、私どもの結論を一言置きますならば、農林省としては當然何らかの措置でこの飢害に對する対策、原状回復をする措置を講ぜられるべきだと思ふのであります。その費用がどういふ種目であるか、或いは金融であるかという点は第二にしまして、その点はこれは一般的な問題として、農林省として當然考へるべきであらうと思ふのであります。今後どういふ形になりましようとも、その方向については御協力を願ふのではないかと考へますが、その点はどうでしょう。

○國務大臣(廣川弘禪君) これはあなたのおつしやる通りであります。先ほど申し上げました通り、政府でも必要な措置をとつております。又農林省といひましてはいろいろ土地の改良をし、或いは又いろいろな施策を講じて新たな土地を開拓して行くときでありますから、あなたのおつしやられましたことに對して農林省が進んで行くことは間違いないのであります。

問題であります。政策として農林省においてそういう予算的な御協力を頂けるかどうか。その点一つはつきり伺いたい。

○國務大臣(廣川弘禪君) これはさつき西田氏に申上げたことと同様であります。その方向については全く同じであります。具體的なことにつきましては、これは金に關することでありまして、これは金に關することでありまして、よく相談いたしまして、又関係省とも打合せをしなければならぬことであるから、よく相談してその方向に向つて進みたいと思つております。

○國務大臣(廣川弘禪君) なか／＼上手なあれであります。これは具體的問題に觸れますので、はつきり私は言わんほうがよいと思ひます。で、遊つてゐるのですが、農林省といひまして、そういうふうな大きな土地改良の枠のうちからそういうことをやらなければならぬことに私はなると思つております。ただ所管のいろいろの問題、それからいろいろのトラブルの問題があつて措置が具體的に進みますが、一つでもはぐれる途がつかますれば、當然農林省としてはそこまで行かなければならぬと私は思つております。

○委員長(深川榮左門君) ちよつとお話いたしました。只今の問題につきまして、農林大臣とゆつくり又お話を承りたいと思ひますけれども、只今はかの委員会から頻りに農林大臣の出席を求められておられますので、この辺で退席願ひたいと思ひますが如何でしょう。

○委員(深川榮左門君) それではちよつと希望だけ申述べておきたいと思ふのですが、大體おおむね満足すべき御答弁を得たようには思ふのであります。繰返して申し上げますけれども、飢害の問題についての一番中心は農地である。従つて農林大臣の所管である。それで過去において福岡県の飢害の調査を農林省がおやりになつた。それがそのまゝになつて何らの実を結ばずに放つたらあつた。これは大正年間の問題であります。この間一般飢害についての衆議院の決議があり、政府からの弁明がなされておりますけれども、これを言われまして人はその時、通産大臣であつたかも知れませんが、一般飢害についての原状回復の線を出さるべき實質的な中心は農林大臣であるといふ点をおおむね願つて、今後の一般飢害の原状回復の線の推進については、特段の一つ農林大臣としての御推進をお願いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 御希望の点は十分承知いたします。

○委員長(深川榮左門君) それから話は戻ります。先ほど農林大臣の御出席になる前に、特別飢害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案に

聞しまして、委員長からまとめて二、三の点を御質問申上げておりました。それが農林大臣の出席によりまして途中で切れておりますので、もう二、三点で質問して見たいと思つております。よろしくごさいますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（深川繁左衛門君） 先ほどは第三点まで御質問申上げておきました。次に第四点といたしまして、本法改正の第二点になつてゐる自己復旧規定の改正であります。査定の内容において、公共事業費が非公共事業費に比べて非常に小さな割合を持つような状態では、不当な納付金を納めなければならなくなり、而も現行法においては当然自己復旧したほうが得なものゝが非常に制約を受けるような結果になるが、現行法の自己復旧の精神とは大分違つように思われますので、この点分政府はどういうふうに考えておられまするか、御質問を申上げたいと思ひます。

○説明員(岡田秀男君) 従来のすでに成立しております特別鉱害復旧臨時措置法の二十五條の規定によりますると、特別鉱害の關係のある炭鉱のそののから国特別鉱害の工事総額というものから国並びに公共団体等の補助額を差引きしましたものと、当該炭鉱がこの公社乃至特別会計に納付いたします金額とを比べまして、それで自分の納付する金額のほうが、前に申しました工事総額から国乃至公共団体の補助金というものを差引きしましたものよりも大きい場合には、脱落できるという規定でありましたので、今度補助金が六〇%から八〇%までに増額されましたということになりますと、昔の法律の規定の

ままた今度の場合に当てはめて見ますれば、工事総額から補助金を差引いた額と自分の出す金とを比較するのでありますから、補助金が多くなりますれば、比較する金額が少くなつて来るわけで、従つてこの特別会計乃至公社に参加する炭鉱の数が減るわけでありまゝす。従つて補助金が殖えれば殖えるほど、今度は公社がなくなりまゝすから特別会計でありますが、特別会計でプールすべき金の金額が減るわけでありまゝす。従つて特別鉱害の、特に非公共関係の工事が非常な遅延を見る、乃至なし得べき復旧工事額が非常に減るという結果になりまするので、この規定を改正いたしまして、今度はその当該炭鉱から特別会計に出すべき納付金の額と工事の総額とを比較いたしましたので、そうして工事の総額よりも余計に金を出す人は自分で復旧をやつて頂くか、工事総額のほうが納付金より多い場合には多少の利害関係はあるにいたしまして、この特別会計に参加願ひまして、例の関係のある炭鉱からは二十円、それから関係のある企業体の中の非関係炭鉱からはトン当り十円という納付金を特別会計に出して頂くという趣旨でございます。多少の点や、やこしい点もございますので、お手に許に差上げました資料によりまして、炭政局の鉱害課長から説明させて頂きたいと思つております。

○説明員（上坂清一君） 只今お手許に差上げました表は、第一表の半ぺらのものでありますが、これは新旧の補助率が書いてございます。土木につきましては新補助率入〇％、旧補助率六十七％、耕地につきましては新が七〇％、旧が五〇％、農業用公共施設、これは

灌漑水路等でありますが、新率は八〇％、旧率が六五％、上水道が新率五〇％、旧率が二五％、下水道は新率が六七％、旧率が三三％、鉄道は従来補助がありませんでした、一〇〇％運輸省から補助が出る、これは私鉄にも一〇〇％出るわけにあります。公共建物の学校につきましては、文部省で五〇％行政部費から出る。従来はなかつたわけであります。こういうように国の補助率が旧率から新率に上つておりまして、平均いたしますと、地方公共団体の負担も加えまして、旧率では六〇％の補助である、新率は平均八〇％になる、こういうことになります。

計の負担金よりも大きくありますから、脱落いたしましたして、自己復旧いたすわけでありませう。そうですから十円、二十円というものを納めずに、自分だけの会計で賄う、特別会計にはこの場合一応関係がないというように簡単に御説明したいと思ひます。Fという工事も、これは総工事費よりは納付金のほうが少いわけでありませうけれども、特別会計が負担すべきものよりも納付金が多くありますから、脱落するわけでありませう。これは今の線の引き方を旧補助率でやつたものであります。その次の下のほうを見て頂きます

か、炭鉱のような例が出て参りますので、特別会計はいつまでたつても赤字になる。こういうふうに考へられるのではありません。

それで次の三枚目の紙を御覧願います。これは今度の改正法案で、脱落の線を総工事額と納付金と比較するということにいたしましたので、一番左の端の線が脱落の基準線ということになるわけであります。A炭鉱は総工費と比較いたしますから、脱落することはできないのであります。現行法の脱落では新率では脱落できる、旧率では脱落できない、というのでありますけれども、今度の改正法案では脱落できな

次に、二枚目を御覽願います。二枚目の一番上の四角の大きさのものが総工事費を表わしております。総工事費の左側の分が特別会計の負担になるものでありまして、右側のものが公共事業費及び地方公共団体の負担になるわけであります。現行法によりますと、この特別会計と公共事業の負担と、この区別のところが脱着機ということになるわけであります。その下のほうに ABCDEF、六つの納付金の異なつた場合のケースがあるわけでありまして、この納付金は今申上げます通り、二十円、十円取るわけでありまして、A 炭鉱の場合は、特別会計で負担しますものよりも納付金が少い。そうですから A という分につきまして、特別会計から持出して工事をするわけでありまして、B 炭鉱におきまして、A というものを特別会計から持出して仕事をするわけでありまして、C、D も同様でするわけでありまして、E 炭鉱は非常に出来が多いため、鉱害が少いというようなケースのところであります、納付金が特別会

が、下のほうは新補助率でやつた場合でありまして、新率が旧率よりも公共事業に關して大きくなりました。そのため、脱落の区別の線が左側に寄つて参つております。その結果右側が大きくなりまして、特別会計のほうが小さくなつております。従つてそのラインが左のほうに片寄るといふことになりまゝす。納付金のA炭鉱は、新補助率では脱落するといふことになる、B炭鉱も脱落するといふことになりまゝす。C炭鉱、D炭鉱は脱落しないわけでありまゝすが、このC炭鉱はB、D炭鉱はBといふものゝ特別会計から持出すといふことになるわけでありまゝす。E、Fの炭鉱は勿論脱落するわけでありまゝす。そこで考えねばなりませんのは、このB及びBといふ特別会計からの持出しの分はどこで賄うかといふ問題であります。これはこの法律の建前上、どこもこの部分を賄う点がありませんといふので、特別会計の数字は一致しないといふことになるわけでありまゝす。従つて補助率を幾ら上げましても、C炭鉱と

特別会計の負担というものは、この納付金の中の全部じやありませんで、その一部でありますから、右の端だけ特別会計のルールにとまるわけでありま
す。B炭鉱は依然として納付金のほうは特別会計の負担するものよりも少く
ありますので、少い分を特別会計の
ルールから出すわけでありま。C炭鉱
もD炭鉱も同様にルールから出すわけ
であります。E炭鉱は総工事費額より
も納付金のほうが多いのであります
ので、改正法案でも脱落する。脱落した
しました場合に、改正法案では脱落炭
鉱からは旧率の補助金を取る。これは
脱落炭鉱が公共事業をやる場合には、
工事の施行者が市町村でありますの
で、国から出るもの、地方公共団体か
ら出るもの、その残りを一応特別会計
から納めるわけでありまが、その特
別会計の納める見返りといったしまし
て、鉱業権者から相当分を徴収するわ
けであります。その相当分を旧補助率
で徴収する。そうして現実に特別会計

からは、新補助率で出ますので、このハンティングのところがプールにとま

るかという点をお伺いしたいと思
います。

○説明員(岡田秀男君) 納付金としては、今度公社の特別会計に切替りました。

付金が工事所要額に不足を来たした場合には、その差額だけの金額に相当する復旧工事ができないようになるというのが法律上の建前でございます。

鉅害である。こういうことになつてお
ります。それで認定基準では、国の要
請のために発した増産命令とか、増産
の法令というものはどういふものであ

タ山が附近に適當なる位置があつて、すぐ移転ができるというような場所であれば特別飢害になりませんが、そういう場所でなくて、一定の角度以上に

1

ますが、F炭鉱は現行法の脱落基準によりますと、新率でも旧率でも脱落できるのでありますが、改正法案では脱落できない。従つてこのハンティング

た結果、国の収入ということになりますので、いざという場合には強制徴収の途もあるようなことでありますが、いづれにいたしましても、炭鉱といった

○委員長（深川樂左衛門君）それから第六点といたしまして、特別鑑害の査定の基準の方法についてその大要をお願いしたいと思います。

るかというようなことを規定いたしましたとして、例えば掘進増加の命令が出たとか、或いは戦時銃区を設定したとか、いろいろ法律の根拠を書いておりま

ポタ山を積上げた、それが戦時中増産のために止むを得なかつたというよう
なことを説明資料その他から判断いた
しまして、そのポタ山が積み過ぎたた

の分が特別会計のプールにとまるものになるわけがあります。現実の事象といたしましては、B炭鉱、C炭鉱、D炭鉱というのが非常に多くありまして、

しましては、納付金を怠れば、それだけ特別鑑査の施行が遅れまして、自分の関係した特別鑑査がよその炭鑑よりも施行が遅れることになりますれば、当

○説明員(上坂清一君) 特別鉱害も、炭鉱によりまして、炭鉱の地質状況その他のによりまして、大小いろいろあるわけであります。こそを一樣のライン

す。但し戦災その他で書類を焼失した
 という場合もありますし、当時の雰
 気からいたしまして、軍なり政府な
 りの増産の声だけでそういうことを実

めに農地に覆い被さつたという場合が、これは増産のために真に止むを得なかつたというように判断いたしました場合にも特別飢害として取つておる

•

限定しました結果、工事に非常にそぐわないものが出て来たのであります。例えは二千メートルの堤防が陥落してある。そのうち特別被害の区域に入るものは千二百メートルである。あとの八百メートルはこれは厳格な意味で認定基準によるような特別被害地域でない。併し二千メートルの堤防のうち千二百メートルだけを復旧したのでは堤防の意味をなさないと。このことから、残りの八百メートルを特別被害の関連工事として認定に追加したのであります。これが私どもが認定の第二類と称しておるものであります。その総額が十六億あります。合計七十五億という認定になったわけでありまして、この追加した分も戦時中の掘削によることはほぼわかるのであります。認定基準と申しますのは相当シビアな基準でありまして、そのシビアな基準には入りませんが、ゆるい意味の特別被害に入る。つまり第二号の民生の安定、公共の福祉に非常に大きな意味を持つておる。なお本来のシビアな意味の特別被害を復旧いたしましただけでは、その工事というものが十分でないというように考え合せまして、その軽い部分の特別被害をも認定に加えたわけでありまして、そのほかこれと同様な措置をいたしましたのは、昭和二十三年来工事を進めておられますので、現在なお完了しておらないものであります。これはこの認定基準の上から申しますと、或いはその地域外であります。すでに工事が八分通りできており、この際特別被害から外れるということは国の経済からいっても大きなロスにもなりませんし、それが多少特別被害に關係ある

地域であれば、この際継続工事ということで認定しようというふうに考えまして、その部分も認定に追加したわけでありまして、以上で認定の御説明を終わりますが、この認定は本年八月の九日というのが認定申請書の締切でありまして、この締切が終ると直ぐ調査を始めて、九月、十月の両月にかけては資源庁から五万班を編成いたしまして、現地に向つて調査したわけでありまして、第二回の調査には各省からも一緒に行かれました。現地で幹事会等をやりました。十分連絡をとりまして認定したのであります。

○委員長(深川肇左門君) 以上で大

体委員長としてまとめて質問する事項は済みました。各委員のほうで又ほかに質問がございましたら、御発言を願いたいと思ひます。

○山川一君 先ほど委員長から質問なされたことと大体似ておるのですが、納付金が完全に集まればいいですが、納付金が納付されるされないにかかわらず、一つの地域内の工事は一緒に一括して仕事をすることは当然であり、そうなると思ひます。そうすれば最後に付て納付金が完全に集まらないと、炭鉱は完全に納付金を出した、ところが工場の順序の關係から納付金はそこを炭鉱の特別被害に相當する仕事を完了するくらい金を出したが、実際は工事が完了せずに残る。それは全体の特別被害地域の工事をやる關係上、そういうこともあり得ると思ひます。そういう場合に炭鉱からは完全に納付金を出したが工事が残つた。その工場の残つたのは、一つは納付金がよく集まらないためだというふうな場合

に、納付金を完納された地域の特別被害の工事が若干残つたら、それはどうなさるのですか。委員長の御質問なさつたのを少し具体的に言つたことになりましたが、それは先に言つてみなければならぬ。これは先によつと困る。

○政府委員(青藤新八君) 御尤もな御質問であります。実は先般も申し上げたかと存じておるものであります。今の收支予算におきましても大体四億ばかり不足するようになっておるのであります。従つて、この四億を何とか鉱業権者のほうから別個に御寄附を願うとかというのを実はよく申入れたのであります。併しこれに對しましては未だ否、応とのいづれの御返答もないのであります。それから、同時に御承知の通り四ヶ年の継続事業でありますから、この間には経済情勢も變つて来るだろう。これが非常に單価が安くなるような情勢になつて参りますれば、おのずからこの問題は解決いたすのでありますけれども、併しながら逆

に一般の経費が上昇した、單価が上つたというところに相成りますれば、現在の四億はもつと殖える可能性があるものであります。それかといつて、只今御指摘のように工事に着手して、それを中途でやめる、或いは又やめなくとも全面的工事中止によつて、納付金は完納した、併し工事ができないというふうな矛盾も出ますので、この不足に對しましてはいよいよそういう事態に相成つた場合に、更にこの国会に御相談申上げて、そうして適當な収入源を作りまして、工事は完全にやつて行きたいというふうに心がけて

る。例の炭鉱は安心ができないと思ふのです。こういうふうなことを附加えて下さるわけに行きませんか。それは納付金を納付する限度額は、その企業内において物別被害の施行された総金額の範囲内にとどめる。例えは納付金のほうが工場の総額よりも多い年度には、一応その企業内で行われた特別被害の金額にとどめる。ですからそれをもう少し具体的に言いますと、その工事はその企業の自前で施行したと同じような結果になるわけです。そうすれば最後に工事が残りましたも何と申せばできることに結果的になると思ひます。ですからここに今度は納付金を徴収する限度をその關係炭鉱の工場の範囲内にとどめる。尤も納付金が工場の総額より少なければ無論納付金は完納するということになりますか。……

○西田隆男君 今の御答へ頂くのに關して……山川委員の御質問と政務次官の答へとは非常な食違ひがある。その点を指摘しないと今のような問題が起きて来るわけでありまして、山川委員が聞いておるのは、ここに一つの大きな陥落地帯がある。何百町歩か何千町歩かの陥落地帯の中に、山川君の關係しておられる三井炭山、私の關係しておられる西田炭山、或いは政務次官の關係しておられる首藤炭山というのがある。三井炭山と西田炭山は納付金を完納した。併し不幸にして政務次官の炭山は完納していない。併し陥落を補修して埋めて行く順序はたまたま政務次官の炭山が一番先だつた、これを埋めなければ先が埋められないという工場の状態では、従つて政務次官の炭山は完成した、山川委員の炭山は半分残

つておるといふような場合ができたときに、山川委員の炭山の被害が復旧されないのだが、こういうときはどうするかというのが山川委員の質問であつて、あなたの答へられたのは、全体の経費が四億四千万足りないということになつておる。だからこの四億に對しては国会に因つて何とかしようという御答へで、そこで山川委員の言われたような質問が第二段に起きて来るのですから、山川さんが質問されたことに對してはどうするかという御答へを先に願ひなければいかぬ。

○政府委員(青藤新八君) 今御指摘のような事例に相當するような場合がありましたときには、当然納付金を完納していない鉱業権者から強制納付でもさせなければいかぬのじやないかと考へておるのですが、併し先程も申し上げましたごとく、これは例え山川さんの炭山が後進した。……併しこれだけ遅れたという場合におきましては、結局これは総合的に最終的には解決しなければならぬ問題だろうと考へておるのであります。……併しその結果が今のところでは四億の不足だ、この四億も別個の方法で取るより手がありませんが、その工事は完全にできないけれども、ただ併しながら、今の納付金が非常に滞納したという問題だけはこれは残るわけですが、これはあらゆる方法をとつて納付金の促進をやる。併しどうしてもこれは取れないというところになれば、やはりこれは総額の不足金がそれだけ増すということになつて、別個の方法を講じなければ解決できないのじやないか、こういうふう

な問題になりますね。今の政務次官の答弁を聞くと、結局納付金を納付しないというところがほんの一部分であれば問題ないと思いますが、現状は如何に変わるとも限らない。納付金の非常な滞納があつた場合に、今言ふような現象が非常に大きな幅で現われて来るという場合には、なか／＼鉱害の復旧はできないというような段階になるので、嚴重に法律の條文通り解釈すれば、さつき山川委員の言われたように、納付金を納付しない鉱業権者に対しては何らかの形で納付金を納付せしめるようなことをやるとか、或いは納付金を納付せしめなかつた場合における、納付金を完納したものの復旧のときなかつたものに対しては、政府は何らかの形で介入してどうするか、いづれが法律的にはつきりしたことにならないと、山川君の疑問の疑義が解けないわけですね。

○山川眞一君 ちよつとついでにお尋ねいたします。私が先ほど上げました納付金の徴収の仕方は、自分の関係のところの特別鉱害工事の完成された金額の相当額を納付して行けば、仮に工事が残つたところは納付金の残額があるはずですから、そういうものを含めて、或る場合にはその炭鉱の責任においてでも残りをやるだろう。併し納付金は完納してしまつたが、工事が残つたということになると結局国が出すということになる、補助せぬ限り変な形になつて残るだろうと思ひます。私はそういうつまらぬことを少しでもなくす味において、年々納付させる、或いは半年ごとに切つて返納する金額を納付金と見合せて、工事費のほうが少い場合においてははその範囲内において一応

打切つて置く。それはだん／＼溜めて置いて、翌年の工事額が大きくなれば、前のリザーブしたのを加えて納付していいわけなんです。法文はどうなるか知りませんが、そういうことをしておいて頂ければ、後に工事が残つた場合、まあ何とかやつて行けるのじやないか。結局結論としては納付金を限度を別に考へて頂きたい。

○説明員(岡田秀男君) 今のお話は御尤もだと思ふのであります。実際の操作は非常に困難だと思ふのでございまして、その御懸念の点を実際上解決する方法としては、最終年度が始まりまうとき、つまり第四年が済んで第五年目にかかるときに一体今の納付金の状態と、工事の進行状態はどうじやうかというのを個別に、又全般的に政府といたしまして眺めて見まして、そのときに非常にこういふ不都合な点が出ておりましたら、これを一挙に解決するやうな方策をとるといふふうなこともございまして頂かないと、一つの年で工事の実際の完成額と納付金額とのバランスを合せてやりくりして、毎年々々やつて行くということでは、これは實際上の問題といたしましては困難だと思ひます。もとより御指摘のような欠陥が最終の年に起る。或る特定の鉱業権者だけがえらい目に会つたということが起ることは、これはもう申訳ないのであります。これはもう四年間やりまして、第五年度の交付金もと、第五年度の工事計画も立てるといふときに双方のバランスを見まして、要すれば、例えば予算的措置をとる必要が起るということがあらば、そういう手段も併せて考へて結末

をうまく付けるというふうなことも考へることが先ず最適じやなからうかと考へてゐるわけでございます。なお交付金の額につきましては、私も二十年度出炭量の一割増といふこととで第四年、五年間行くことにいたしておるのであります。もう少し余計出炭は殖えるのじやなからうかと思ひますので、交付金をサボる人があるというのことに對しましては、これはその強制力を以て云々といふことは甚だかんばしきありませんけれども、まあそういう不都合な人はなからうと考へてみまするといふと、予算は存外当初予定しておるよりも余計入るのじやないかという素観材料もなきにしも非ずであります。その辺のことを一つ総合的に考へまして、最終年度の事業計画を立てますときに、そういうふうな点も併せて一挙に解決するといふことで一つ御了解願へれば幸ひだと思ひます。

○山川眞一君 今の点は、私は第五年度にいろいろ研究してみたいといふことは實際的にどうしても必要だと思ひます。ただそのときには金の出所がないから、納付金は当然法律でとれる奴だから、これは無理やりに取つてしまふということになりますと、結果的に見て私が申上げたやうなことが起りますので、そのときに納付することは、工事が済んでおるうらがあるまいが、当然法律上出さなければならぬといふことが起りますから、依然それにしても少し不安な結論が出ると思つております。その点をもう少し考へて、今日どうしようといふことまでは行きませんが、お考へ願ひたい。

○小松正雄君 お尋ねいたしますが、特別鉱害地に認定するということについては、検定官が現地に行くといふことですが、検定官といふのはどんな人ですか。

○説明員(上坂清一君) 五班を編成いたしまして、三班が福岡県に参りまして、一班が山口県、後の一班が熊本県、佐賀県、長崎県に参つております。この五班のうち三名は班長といひまして資源庁の労働課長、資源庁の鉱害課長、資源庁のガス課長が班長として参つております。なおもう一班は福岡通産局の石炭部の鉱害課長、山口県の班は宇部石炭事務所の鉱害課長が班長として行つております。

○小野義夫君 今鉱害課長の御説明の中に大分私が疑問があると思ふのは、ここに堤防があつて、千五百メートルあるのをほんとの特別鉱害は八百メートルであるけれども、それだけをやつたのじやその目的を達しないから、これを関係という意味で以て、類似という意味で以て同時にそれを國がやつてしまふという、これは常識的に考へれば頗る結構なお話であるけれども、これは一般公共事業費が便乗してゐるのではありませんか、これはまあ我々の実業的に言つて、後で振替勘定を起してさうして特別鉱害のほうへ公共事業費から振替でやるのが妥當であつて、特別鉱害によつての金を以て如何にそれが工事的に必要であるといへども、その費用を出しつ放しで一般公共事業が便乗するといふやうなことは甚だ面白くないことで、予算の欠乏なども要するにかかる観点から発生しておるのではないかと思ふので、若しそういうことであれば、むしろ一般鉱害のほうに、その隣りにこれは特別鉱害じやないけれど、

でも、工事のついでに一般鉱害だからさういふついでにやつてやるのが妥當であるといふなら幾らか話はわかるのだけれども、公共事業でやるべきものを地方長官、その他が怠慢にこれを附しておいて、たま／＼一般鉱害の修理があるからこれに便乗するといふやうなのは甚だ面白くないのじやないかと思ひますから、そういうふうな説明が聞えたのですが、如何ですか。

○説明員(上坂清一君) 認定の手順から説明いたしましたので、さういふ誤解を招いたと思ひますが、特別鉱害は復旧工事を認定いたしますので、一体としての工事といふものを認定するといふことで、その堤防の今おつしやつた千五百メートル全部を認定したわけでありまして、併しその内容はおのずから相違があると、八百メートルは認定基準に照らしてすつかり合つて特別鉱害でありますし、残りのものは認定基準から落ちますけれども、戦時中の掘採によつて生じた鉱害であるといふやうに考へますので、そこに區別を設けまして、残りの分につきましては受益者負担金をとる予定にしております。

○小野義夫君 そうすると、鉱害予算には影響を與えないのですね。その認定の……

○説明員(上坂清一君) 特別会計予算には與へません。

○小野義夫君 分りました。

○委員長(深川肇左門君) ほかに御質問ございせんか。それでは鉱業法案及び鉱業施行法案並びに採石法案につきまして御質問ございしましたらお願いいたします。

○吉田法晴君 私は特別鉱害について

の若干の質問を持っておりますが、なお鑑査法についても質問は残っておりますけれども、今日はこの程度で打ち切ることを提議したいと思つたのであります。

○委員長(深川榮左門君) ちよつとお諮りいたしますが、前回の委員会ではいろいろ問題になりました鑑査法案並びに採石法案及び施行法案につきまして、通産省側で審議会を作るといふことにつきまして御発言を要求されておりますから、御発言をお願いいたしたいと思つたのであります。

○政府委員(青藤新八君) 先般本委員会におきまして、一般鑑査の復旧工事を至急に予算措置を講じよう、而もこれを急速に実施いたすために何らかのこれに対する方法をとつたらどうかという強い御意見がありましたので、政府におきましていろいろ検討いたしました結果、実はこの特別鑑査の対策に對しまして審議会というものがあつたのであります。これにならぬようにして通産、農林、安本、建設、大蔵、この五省の連絡の下に審議会を作ることと決定いたしました。実は今朝の閣議で了解を得たのであります。併しなから、なおこれを一層強固なものにしたいといふふうに考へまして、正式な閣議決定のところまで持つて行くべく現在準備いたしてゐるのであります。多分一兩日中には閣議決定ができると思つてゐるのであります。この線によりまして、急速に具体的な一般鑑査の復旧に對する対策を考究いたしたいので、この点何とぞ御了承をお願い申上げたいと存するのであります。なお同時に鑑査法案をこの国会でどうし

ても御審議、御可決をお願いいたしたいと思つてゐるの、いろいろ御事情もあるかと思つておりますけれども、今日までの法律がすでに先般申上げましたごとく非常に古いものでありまして、現在の經濟情勢等を配合していろいろな点に矛盾がありますので、急速にこれをマツチさせたといふことが先づ一番であります。この鑑査法案、鑑査法施行法案、採石法案及び土地調整委員会設置法案は相互に不可分の關係にある法案であります。次に申上げような事情からどうしてもこの国会で御可決をお願いしたいと存するのであります。

第一番は現存の試掘権の存続期間の延長の措置をどうしても急速に措置する必要があるものであります。と申しますのは、鑑査法案原案では試掘権の存続期間は二年で一回の延長を認めることになつておりますけれども、これを更に一回二年延長ができるように修正される予定であるのであります。この場合には施行法において現存試掘権についても均衡上二年の延長を認める必要があるものであります。併しなから現存試掘権の延長は法律施行後でなければできませんから、施行期日が遅れますとこれ以前に期限の満了する試掘権は当然消滅をしなければならぬといふことから、法律の施行が遅れますと遅れるだけ、かような試掘権の消滅するものが多くなりまして、それらのかたに非常な迷惑感をおかけなければならぬといふことに相成つて参るのであります。この点については関係者から現存試掘権の延長につきまして、特別法制定の陳情も最近にあつたところでありまして、関係者も非常

に熱望してゐるところであります。是非ともこの点は御了解をお願いいたしと存するのであります。もう一つはこの使用権制度を至急に実施する必要があるのであります。先般の石炭鑑査権等臨時措置法廃止以来、新しい使用権は設定が不可能になつております。これは御知の通りであります。従つて旧來の使用権は、その期間満了までは従來通り存続いたしますけれども、期間の延長ができないことになつております。關係上、臨時措置法廃止後、使用権を設定を希望する者や、近く存続期間の満了する使用権者で、存続期間の延長を希望する者も相当ありますので、どうしてもかような点に抵触するかの迷惑のわからないような方法を講じておく必要がある。かういふように考へてゐるのであります。

もう一つは鑑査追加に伴いますところの紛争を防止するために、至急新しい法律を制定する必要があるものであります。御承知の通り今回追加されます七つの鑑査物につきましては、鑑査法施行後において、施行の際の現採掘者の一定期間事業継続の権利や、現採掘者、現使用権者、土地所有者等の優先出願権を認めております。その間にいろいろ悪質なものが出まして、甚だ不当な権利を得たり、又は不当に他人の権利を害したりする者が出ないといふ限らぬのであります。かういふことになりまして、徒らにトラブルを起しまして、いろいろな方面に面白くない事態が発生いたすと考へておりますので、どうかさういふ事態の起らないために、何としてもこの法案をこの臨時国会で御協賛をお願い申上げ

たいと考へておりますので、切に一つこの点を御理解下さいまして、格段の御協賛をお願い申上げたいたしと存するのであります。

○西田隆男君 只今政務次官の御意見を承りましたが、政府側は政府側として新鑑査法の成立を御希望であることは私も予測できるのであります。が、私たちが考へておりますのは、この法案の中で一番大きな鑑査の賠償問題に對して安心する段階まで進まなければ、政務次官の御希望のようにこの鑑査法を通すといふことはなかなか困難な段階であります。併しなから只今政務次官の御説明の中に、閣議で審議会を作ること了解を得た。一兩日に閣議決定まで持つて行つて、急速に妥協な結論を出して、一般鑑査並びに新鑑査法による金銭賠償によつて補なわれざる鑑査に對して、適當の措置を講ずるといふ御意見の御開陳がありました。が、余りに抽象的で、ただ閣議で決定する、それだけではどういふことが決定されたか、当委員会の意思は十二分に載込まれるだろうかと思つております。現在まで各省間において話合はれて、一応得ておられる結論があれば、その結論もこの委員会の席上で御披露頂きたいと思つたのであります。

○政府委員(青藤新八君) それでは本日了解を得ましたこと並びに閣議決定をお願いしようといひたいしております事情につきまして、次長から詳細申上げることにいたしたいと思つたのであります。○説明員(岡田秀男君) 政務次官のお話申上げましたことを若干補足させていただきます。この一般鑑査の問題といたしましては、從來から、旧鑑査法の時代からず

つと放置されて、原状回復がされずに放置されて参つておりますものは、相當の、まあ私どもの調査によりますればなお百七、八十億あるという認定であります。これは金額は別といたしまして、相當莫大な鑑査地があるわけでありまして、そのうち特別鑑査に關する分は一応特別鑑査措置法によつて処置いたしますが、それ以外の一般鑑査が相當残つておる。これを一つ何とか至急に原状効用を回復する程度において処置する必要があるから、それについて具体的な方策を出すようにといふ御要望が非常に強かつたわけであり

第二点といたしましては、新鑑査法案におきましても、旧鑑査法と同様に金銭賠償主義を原則といたしております。結果、旧鑑査法時代における同様な一般鑑査の原状効用回復問題が生じ得る可能性は当然予想されるわけでありまして、これに對しまして、旧鑑査法時代のように莫大な被害をそのまゝ放置することなく、それ、適宜適切な措置によつてこの復旧の問題を考へようといふ二つの問題がこの委員会並びにその前のときにおける附帯決議等におきまして、非常に強く要請されておるわけでございます。私どももいたしまして御趣旨に御尤もでございます。特に又資源庁といたしましては、この鑑査法所管の責任官庁といたしまして、特にこの必要を痛感いたしておるわけでございます。かた、關係各省とこの数日來いろいろと御相談申上げたのでございますが、安本なり、農林省なり、建設省なり、それら

のところにいかれましたは何ら異論がないのでございます。一番問題のあり

九

そうな大蔵省につきましても、昨日の委員会におきまして建設大臣が申されまして、公共事業関係について三分の二の補助金は従来出しておつたのであつて、今後においても出すという話があつたのであります。この公共事業費の操作をやつて行くことにつきましては、大蔵省としても原則的に異論はございませぬ。ただ問題といたしましては、特別鉱害の臨時措置法におけるがごとく、国といたしまして特別会計であるとか、或いは今の現行法におきまして公社のごときものを設置いたしまして、そうして金をプールして、工事の施行はこれ国が直接やるわけではございませぬ、この特別鉱害臨時措置法におきましては、公共団体がやるとか、或いは利益を受けた鉱業権者がやるとか、国が直接工事をやります場合は河川法等における極く例外的な場合でございするが、この特別会計によりまして各炭鉱からの納付金を取る、或いは寄附金を貰うかということをしていまして、工事の施行者に金を渡して確実に工事が施行できるような金のやりくりをいたすわけでございます。そういう機関を作るかどうかという点につきましては、若干大蔵省としましてはなお研究の余地があるように申しておりますけれども、これもそう致命的な故障にはならないものと私どもとしては樂觀いたしておるのであります。さういふわけでありまして、少くともこの一般鉱害につきましても、国家のほうからも相當な、どんな割合になりますかどうかが、今後の研究に待たなければならぬが、相當な介入をいたしまして復旧に助力する。又恐らくは公共団体等

におきましても、我々のほうでお願いすれば特別鉱害と同じ程度の御援助は頂けるのじやないかと思つたのであります。そういうわけでありまして、大抵私どもが現在最も関係の深いと考えております各省の事務当局の意向も大抵のところもう九割九分までまとまつておるやうな状況でございします。そこで残りま問題は、この一般鉱害の処理をどういう方法でやるか、又一般鉱害地の実態の状況はどうなつておつて、例えば各鉱業権者が被害者にどの程度の金銭賠償をしておるかという問題、又原状復旧をする必要があり、又原状復旧することと適當とする範圍はどの程度か。又先ほど申しましたように、特別会計のやうなものとか、或いは公社のやうなものとか、何らかの金を操作する機構を特別に置く必要があるかどうかというふうな点。又鉱業権者と、地方公共団体とか、その他地元の農民のたかであるとか、多少その受益者負担の関係になりますやうなものがあつた場合には、どの程度に負担を願えるのかどうか。又国の先ほど申しました公共事業費の補助を出すことにいたしましたけれども、どの程度の割合でやるのがよろしいかとかいふやうな具体的問題につきましては、この二、三日の間に結論を出すことは困難でございします。先ほど政務次官より申しましたように、閣議決定に基きます最も權威ある審議會を通産省に設置いたしました。そして、関係各省の者、並びに学識経験者とか、鉱業の代表者とか、被害の關係者の代表のかたであるとかいふやうなかたも加わり願ひまして、そうして最も適切な具体的な方法を審議するやうに持つて行

くことにいたしますれば、現在までの段階におきましても、大抵のところ話がまとまつていくくらいでございしますから、必ずや、そう遅延せずに具体的な結論が出るものと確信いたしてゐるのであります。まあ私どもの今の考へでは石炭鉱害地復旧対策審議會といふやうな名前でも付けて、これを通産省のほうにおいて、日蔭の審議會でありませぬ、もう閣議決定に基きます歴とした正式の審議會を設けまして、発足いたしたいとかやうに考えてゐるのであります。

○西田隆男君 只今岡田次長の御説明で大体のことはわかりましたが、得てして審議會といふものができると、長かかつて御研究をされる傾向が非常に強い。一般鉱害の問題に關しては今調査しなければならぬといふやうなお話もありましたが、細密なことは、勿論嚴密な調査でなければならぬと思ひますが、耕地に關してはさつき農林大臣も言いましたやうに、農林省の農地局長が農林省としてやらなければならぬ鉱害に対する調査を完了してゐるといふやうに私も聞いております。この委員会へいずれその資料が提出されるであらうと考えますが、あとは家屋、墓地とか何とかその他のものですから、そういう問題については一通産省ではこの前の特別鉱害の問題を御研究なさる場合に一応の調査はされてゐると考えておりますので、その調査以外の点を早急に調査をされまして、審議委員会が閣議決定に基いて設置されましたならば、今までの審議會でなくして、早急に一つ結論を出して頂くことが一つと。もう一つの問題は、いずれ国が金を出すとかということ

になりますれば、予算的措置を講じなければなりません。先刻も農林大臣に私がどういふほどお願いしたやうに、予算措置をするといふことになれば施行の期日が非常に遅くなる虞れが多分にありますので、農林省なり建設省なりに、通産省としては監督官庁である建前もあるし、非常な熱意を持つておられるやうでもありますからして、審議會で一応結論が出てまゐりましたならば、予算措置を講ずることができなくとも、各省の予算の譲り合ひでもして便法を講じて頂いて、一日も早くこの一般鉱害のほうの災害の復旧に著手できることを基本的な考え方として審議會を急速に作られて、おまゝめにやつて頂きたいと、希望を申上げて置きます。

○吉田法晴君 審議會の点につきましては、はつきり了解を得られたといふことで、その構想については次長からお話がありましたのでありますが、その御説明のなかにもありましたやうに、閣議了承の各官庁の代表というだけでなくして、民主的にお話のように被害者、或いは鉱業権者或いは学識経験者といふものを入れて審議を進める。こゝういふ民主的な機構の確保について一つお願いをして置きたいと思ひます。それからもう一つ、審議會の結果の尊重の点であります。或いは従来ありました、いろいろな委員会等で、結論は出たけれども、それは通産大臣において、或いはその他において尊重するか尊重せぬかは勝手だ、こゝういふことにならぬやうに一つして頂きたい。できました線に沿つて法案もでき、実際に審議會なり我々の意図する一般鉱害の原状回復ができるやうに、

いわゆる審議會の権限と申しますか、性格の点についてはつきりしておいて頂きたいと考えるのであります。

それからなお、只今西田委員から言われました審議會運営の經費の点その他について、これは大蔵省その他に念を押して置く必要があると考えますので、その点は委員長においてなおお取計らいをお願いしたいと思いますのであります。

最後に鉱業法或いはこれに關係してあります法律案を本国会で通過せしめて貰いたいという要請がありました。最初の試掘権の延長を二年、二年のほかに更に二年延長せられることになると定だから、早く成立せしめて頂かぬといふやうな混乱が起るといふ話がありましたが、今少くとも私どもが貰つておる原案は二年、二年といふことになつております。お話のやうな趣旨はこれは政府の原案から考えますならば、理由としてなりかねるやうに思ふのであります。なお現行法で、従来の法規で四年といふことでありまして、その点は現行法そのままで行くか、或いは改正法案を一日も早く通過しなければならぬかといふことについては、これは何ら理由にはならぬやうに思ふのであります。更に租鉱権制度を設定するからだといふお話ですが、それはこの前の炭鉱國有法の廃止になりますときに、鉱業権等臨時措置法がなくなれば困るといふことを我々は申したにかかわらず、政府でその点の善後措置を講ぜられずに炭管法廃止を強行された結果であります。この点について理由にはならぬ。責任は政府に

あると私は考えるのであります。鉱業法を本国会で成立せしめて貰いたいという希望、これは聞き置くのでありますけれども、その理由のうち二点については、これは承服しがたいというところをお含み置きを願いたいと思ひます。審議会の点につきます二点だけ希望を申述べましたけれども、一応政府の御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

○説明員(岡田秀男君) 先ほど西田委員からも御要望がございましたが、又、只今の吉田委員からも御要望がございました。審議会の審議のやりかた並びに審議会の権威の点等のごことに関連いたしましたので、お答えいたしたいと思ひます。

お話の通り、審議会を作るといふことを單にこの当該参議院の通産委員会、まあ俗語で申しますと口封じといひますか、何とか御勘弁願う言ひ逃れに作るというふうな趣旨でありますれば、これはだからやるというところも考えられるかと思ひます。でありますけれども、私もこの審議会を設置しようと思ひます。又関係各省に話をし、閣議におきましても本日了解を得ました趣旨は、私も自身といたしまして、又恐らくは関係各省におかれましても同様だと思ひます。あります。その一般鉱害の問題は一日もこれを疎かにすることはできない。何とか早く具体的な原状回復の方策を見出して実際の行動に移る必要がある。という熱意に燃えまして、もとより当委員会における御要望に刺激せられましたことは勿論でございます。けれども、その熱意に燃えましてやつたことでございしますから、これは急速

に結論を出すべく努力することは当然でございます。又予算の措置といふことになりますれば、これはお話の通りに若干時間を要するかも知れませんが、その点につきましても、農林省なり建設省なりと連絡いたしまして、既存の予算の運用によりまして、若干なりとも実際に一般鉱害の処理に着手し得るような余地を見出し得るよう努力いたしてみようと思ひます。

はございします。通産省は別にこれらの官庁に對しまして、特に監督的な立場には立つておりませんので、まあ大いに懇願いたしますことによりまして、若干なりとも予算の話が付くという問題以前に一步前進するようなふうに努力いたしたいと思ひます。

なお、その委員会の権威の問題でございます。この委員会には先ほど私が申上げましたように、経済安定本部と大蔵省、建設省、農林省等というふうな、おそく文句のありそうな役所は全部代表を出してあるわけでございます。ここから、ここできまりますれば、ともかくも政府の理解のほうの問題は別といたしまして、我々の政府側といたしましては結論はできたということになるわけでございます。その辺の心配はなかりうかた存するものでございします。なお民主的な組織の点につきましては、私もどうも予定いたしておるものでございします。これは先ほど申し上げました通りでございます。なお、この鉱業法を早急に提出せねばならぬことをお願いいたします理由といたしまして掲げました点についてのお話につきましては、鉱山局長からお答え申し上げます。

○委員長(深川榮左門君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(深川榮左門君) 速記を始め

お諮りいたしますが、実はこの通産委員会の閉会後、電力委員会をここのでやるらしいのでありますが、本日はこれで散会をいたしたいと思ひますが、如何ですか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(深川榮左門君) それではこれで散会をいたします。

午後三時五十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 深川榮左門君
理事

委員 古池 信三君
廣瀬 兵衛君
結城 安次君

委員 上原 正吉君
小野 義夫君
松本 昇君
小松 正雄君
下條 恭兵君
吉田 法晴君
山内 卓郎君
山川 良一君
西田 隆男君

國務大臣 廣川 弘禪君
農林大臣 首藤 新八君
通商産業政務次官 徳永 久次君
資源庁鉱山局長 岡田 秀男君
資源庁鉱務課長 上坂 清一君

説明員 資源庁次長 岡田 秀男君
資源庁鉱務課長 上坂 清一君

十二月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、資源調査に国庫負担金交付の請願(第二三三號)

一、中小企業緊急金融対策等に関する請願(第三四四號)

一、中小企業者に対する金融対策の請願(第四四四號)

一、横濱鐵道製品検査所川俣支所の本所昇格および小高支所設置に関する請願(第六二二號)

一、ジェーン台風による関西権災中小工業復興に関する請願(第九〇號)

一、喫煙用具輸出の保護育成に関する請願(第三〇五號)

第一三三號 昭和二十五年十一月二十一日受理

資源調査に国庫負担金交付の請願 請願者 青森県議會議長 松田 清井外七名

紹介議員 佐藤 尚武君 工藤 鐵男君

わが国再建整備のためには、従来の企業を拡充強化するとともに、国内資源の明確な調査が必要である。しかるに現在開採すべき資源が明らかにされていないため、地方における開発計画は公共事業の拡充に終る傾向が多いから、国家は資源を指定して調査せしめ、資源調査に對して国庫負担金を交付せられたいとの請願。

第三四四號 昭和二十五年十一月二十一日受理

中小企業緊急金融対策等に関する請願 請願者 東京都港区芝南佐久間町一ノ五五 松沢準人 外六名

紹介議員 木下 源吾君 吉田 法晴君

わが国の中小企業者はデフレ、経済の深刻化と重税攻勢のため、いまや、死滅の危機にあつて、国家再建途上一大障害となつてゐるから、(一)見返資金による設備資金の拡大、(二)国民金融公庫資金の拡大、(三)政府資金の長期預託、中小企業税対策等中小企業者救済のため緊急対策を講ぜられたいとの請願。

第四四四號 昭和二十五年十一月二十一日受理

中小企業者に対する金融対策の請願 請願者 岐阜県多治見市議會議長 長谷川 亮三

紹介議員 古池 信三君

最近における経済界の窮乏は、中小企業に重圧を加へ、まさに倒壊の危機にひんしてゐるから、(一)中小企業を對象とする信用保証制度の確立、(二)預金部資金地方還元による中金債の引受ならびに預託信用組合その他地方金融機関への資金放出、(三)中小企業者に対する金融資金利率の引下げ等中小企業者に対する適切な金融対策を講ぜられたいとの請願。

第六二二號 昭和二十五年十一月二十一日受理

横濱鐵道製品検査所川俣支所の本所昇格および小高支所設置に関する請願 請願者 福島県伊達郡川俣町福島織物同業会内 高橋 利吉

紹介議員 橋本萬右衛門君

輸出品としての川俣羽二重の価値を永く維持するためには、技術指導と検査施設の整備充実にまつとこ

ろが大きいから横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格されるとともに小高支所を設置されたいとの請願。

第九〇号 昭和二十五年十一月二十

二日受理

ジェーン台風による関西罹災中小工業復旧に関する請願

請願者 大阪市北区堂島西町一

関西産業復興会議内

金正米吉

紹介議員 左藤 義詮君

去る九月三日京阪神地方を襲つたジェーン台風による被害は総額二千億円に上ると推定されているが、殊に大阪、尼崎、堺、泉大津、岸和田、貝塚等の各市は直接台風による被害の外、引続いて襲来した高潮のため長期浸水の厄を蒙り、総被害の大半を集中したのである。これらの地方は機械、金屬、繊維、化学、雑貨等各種工場が軒を列ねているので、わが国輸出の前途に暗影を投ずるから、これが復旧のため預金部資金、見返資金、財政資金等國家資金の運用融資を図られたいとの請願。

第三〇五号 昭和二十五年十一月二十

十五日受理

喫煙用具輸出の保護育成に関する請願

請願者 東京都台東区南稻荷町

一一九東京喫煙具工業協同組合理事長 中

村吉松

紹介議員 油井賢太郎君

喫煙用具は、わが国の雑貨輸出品中の重要部門を占めているが輸出不適品、契約破棄品、輸出開散期中の製品等が内地向に消化されなければ製造業者はその工場を維持することが困難である。しかるに現在物品税が高率である

ため内地で販売する妨げとなつてゐるから、輸出向喫煙用具の輸出の保護育成を図られたいとの請願。